議案第１号

専門部会の設置について

豊富町町づくり計画審議会設置条例第６条第１項の規定に基づき、会長が指名する委員で構成する次の専門部会を設置します。

第１専門部会 （教育・福祉担当）	第２専門部会 （産業・経済担当）	第３専門部会 （行財政・土地利用 交通通信担当）